

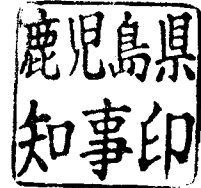
産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 福岡県田川郡香春町大字中津原1974番地の2
氏名 河津産業株式会社
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 河津直紀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和4年7月21日
許可の有効年月日 令和11年7月20日

1 事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）、銻さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ

以上16種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

更新許可	平成15年7月21日	
更新許可	平成20年7月21日	
変更許可	平成24年4月9日	取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類」を「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に変更
優良確認	平成24年10月3日	
更新許可	平成27年7月21日	
優良認定	平成27年7月21日	

鹿知

変更届出	令和3年10月12日	取り扱う産業廃棄物の種類の「汚泥」を「汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に変更
変更届出	令和4年7月14日	取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「金属くず」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「燃え殻」を「燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を「汚泥（石綿含有産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「廃酸」を「廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「廃アルカリ」を「廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「鉍さい」を「鉍さい（水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「ばいじん」を「ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）」に変更
更新許可	令和4年7月21日	
優良認定	令和4年7月21日	
変更届出	令和5年9月19日	法人の名称を「河津産業有限会社」から「河津産業株式会社」に変更
変更届出	令和6年4月26日	法人の代表者を「河津浩一」から「河津直紀」に変更

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

